

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

平成26年6月10日

宇都宮市

子ども部 保育課



計画の位置付け

- ① 「子ども・子育て支援法」第61条に規定する市町村計画
(すべての市町村が、期間を5年間とする計画を作成することとされている。)
- ② 本市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「保育サービスの充実」や「家庭や地域における子育て支援」等に係る事業等を計画的に供給するための計画

必須記載事項と任意記載事項

➤ 構成イメージは、[別紙3-1](#)参照

• 【必須記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項)

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②幼児期の教育・保育の量の見込み, 確保の内容, 実施時期
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み, 確保の内容, 実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

• 【任意記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第3項)

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

教育・保育提供区域とは

1 位置付け

- ・ 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という)に、「教育・保育提供区域」(以下、「区域」という)を定めることとされている。(子ども・子育て支援法第61条第2項)
- ・ 区域は、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとなる。(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

※ 「教育・保育施設(注1)」や「地域型保育事業(注2)」、「地域子ども・子育て支援事業(注3)」で共通の区域設定が基本であるが、各施設・事業の利用の実態を踏まえて、それぞれに設定することができる。

(注1) 教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

(注2) 地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(注3) 地域子ども・子育て支援事業：利用者支援事業(新規)、地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)など13の事業

2 区域設定の目的

- ・ 区域は、支援事業計画において、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や供給体制の「確保方策」を定める際の地理的な単位となる。
- ・ 区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可を行う際の需給調整(総量規制)の判断基準となる。
※ 通学区等と異なり、区域外への通園等を制限するものではない。

3 本市における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業

- 各施設、事業の概要は、[別紙3-2](#)参照

策定に向けた「宇都宮市子ども・子育て会議」（本会）における今後のスケジュール（予定）

- 第1回会議（7月1日） 「区域の設定」等について
- 第2回会議（7月下旬） 「確保方策の考え方」等について
- 第4回会議（9月） 計画の素案について
- 第6回会議（11月） 計画のパブリックコメント結果について

その他参考資料

- 「基本指針の概要」（内閣府作成資料一部抜粋）：別紙3-3参照